

平成 22 年 6 月 3 日

川口市監査委員様

川口市民オンブズマン

代表 村松幹雄

先に提出しました監査請求書 貴收受印（收受 22,5,18 第 15 号）の記載事項を下記のとおり一部修正いたしましたのでお届け申し上げます。ご面倒とは存じますが御了承を御願い申し上げます。

1、修正文書名

平成 20 年度政務調査費に係る会派及び議員の違法不当支出一覧表

2、修正部分

-1、議席番号 6 市原光吉 平成 20 年 10 月 15 日、17 日 管理番号 46

上記記載内容、備考欄の記載事項を下記のように変更する。

研究研修に関する説明及び報告書貼付なし。

本件会議は 10 月 15 日と 16 日午前中まで会議が行われ、16 日午後から 17 日に北方領土研究研修コースツアーがあった。

市原議員は三日間の行程中 15 日と 16 日午前の会議後に北方領土研究研修ツアーに参加している。

16 日の会議の第 3 部 課題討議「市議会議員とは何か」2 「政務調査費を考える」で伊藤氏（水戸市議会議長）から、「収支報告書に領収書等の原本を添付し、その審査は、第三者機関が行う」との取組み事例の報告。次に、牛尾氏（浜田市議会議長）から、「新聞やHP等の政務調査費の領収書の全面公開をし、情報公開の透明性を図った」との事例報告。続いて、辻氏が、現行の政務調査費制度の問題点として、「議員からの視点と市民からの視点のギャップがある」（伊藤氏）ことを指摘した。そして、住民からの否定的な意見に対しては、「議員からの情報の過程を通じた情報発信をもっと行うべきである」（牛尾氏）との指摘がなされたがこのような市政に関する問題についての研修結果について報告がない。

16 日（木）を第一日とした「北方領土視察コース、1 泊 2 日、24,000 円の支出は市政に対する専門的な知識を得るために有用とまでは言えず、政務調査費からの支出は不可である。本来「全国議長会研究フォーラムの出席者負担金は 1 人 5,000 円」であり「北方領土視察」は不要である。

よって市政に対する専門的な知識を得るために必要な視察であったとはいえない北方領土視察であり政務調査費からの支出は不可である。

以上